

市 会 議 案

平成28年5月臨時会（平成28年5月16日提出）

名 古 屋 市

目 次

平成28年承認第1号 名古屋市市税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決 処分について.....	1 頁
---	-----

平成28年承認第1号

名古屋市市税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、名古屋市市税条例の一部を改正する条例を、次のとおり専決処分により平成28年4月1日制定し、公布した。

上記のことについて同法同条第3項の規定により、議会に報告し、その承認を求める。

平成28年5月16日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第49号

名古屋市市税条例の一部を改正する条例

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）の一部を次のように改正する。

附則第14条の6第4項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第7号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参考 1)

新 旧 対 照 $\left(\frac{\text{改正後}}{\text{改正前}} \right)$

名古屋市市税条例 (抜すい)

附 則

(条例で定める固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例等の割合)

第14条の6 (略)

$\left. \begin{array}{l} 2 \\ 3 \end{array} \right\} \text{(略)}$

4 法附則第15条第2項 $\frac{\text{第7号}}{\text{第6号}}$ に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

$\left. \begin{array}{l} 5 \\ 6 \\ 13 \end{array} \right\} \text{(略)}$

(参考 2)

参 照 条 文

1 地方税法（昭和25年法律第 226号）抜すい 新旧対照 $\left(\frac{\text{改正後}}{\text{改正前}}\right)$

附 則

（固定資産税等の課税標準の特例）

第15条 （略）

- 2 公共の危害防止のために設置された次の各号に掲げる施設又は設備（既存の当該施設又は設備に代えて設置するものとして政令で定めるものを除く。）

のうち、 $\frac{\text{平成28年4月1日}}{\text{平成26年4月1日}}$ から $\frac{\text{平成30年3月31日}}{\text{平成28年3月31日}}$ （第6号に掲げる施設又は

設備にあつては、平成30年3月31日）までの間に取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第349条の2又は第349条の3第3項若しくは第4項の規定にかかわらず、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準と

なるべき価格に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) }
(4) }
(5) } (略)

$\frac{(6)}{(5)}$
 $\frac{(7)}{(6)}$

3 }
43 }
44 } (略)
45 }

2 地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則（抜す
い）

（施行期日）

第1条 この法律は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲
げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) }
5 } (略)
(15) }

